官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○保険業法の一部を改正する法律（五四）　八
○航空法等の一部を改正する法律（五五）　九
○譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（五六）　一五
○譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（五七）　三七
〔政　令〕
○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令（二〇四）　五〇
○都市計画法施行令等の一部を改正する政令（二〇五）　五一
○災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二〇六）　五二
○災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二〇七）　五三
〔条　約〕
○千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書（三）　五三
○東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正（四）　六二
〔府　令〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五二）　六三
〔省　令〕
○港則法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六四）　六四
〔規　則〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（国家公安委一一）　六五
〔法規的告示〕
○原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則の一部を改正する告示（経済産業八八）　七一
〔その他告示〕
○東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の日本国による受諾に関する件（外務二〇一）　六五
〔官庁報告〕
国家試験
令和七年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　六五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　六五
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用、日本弁護士連合会懲戒処分関係　七四
地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇五
会社その他
会社決算公告　一一三
会社決算公告　一一七

本号で公布された法令のあらまし

◇保険業法の一部を改正する法律（法律第五四号）（金融庁）

1　特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務の創設

特定大規模乗合損害保険代理店は、法令等遵守責任者を設置する措置、苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置等の体制整備を講ずるとともに、兼業特定保険募集人である場合にあっては、保険募集の業務以外の業務が保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう適切に監視すること等の体制整備を講じなければならないこととした。（第二九四条の四関係）

2　保険会社等による顧客の利益の保護のための体制整備義務の範囲の拡大

保険会社、外国保険会社等及び保険持株会社に対して、兼業特定保険募集人が行う取引により保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、当該保険関連業務の実施状況を適切に監視するための体制整備を講じなければならないこととした。（第一〇〇条の二の二、第一九三条の二及び第二七一条の二一の三関係）

3　保険契約の締結等に関する禁止行為の範囲の拡大

保険契約の締結等に関する禁止行為に関して、その対象となる行為につき、物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものの提供等を追加し、その対象となる者につき、保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者を追加することとした。（第三〇〇条、第三〇一条及び第三〇一条の二関係）

4　保険仲立人に関する変更等の届出義務の対象の追加

保険仲立人に関する変更等の届出義務の対象につき、内閣府令で定めるときを追加することとした。（第二九〇条関係）

5　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。